

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
クレハ建設株式会社	福島県いわき市錦町綾ノ町16番地	

2. 指名停止措置期間 令和8年4月21日 ~ 令和8年7月20日 **(3箇月)**

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

クレハ建設(株)は、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者との間で、同法施行令第1条の2第1項に規定する額を超える下請契約を締結した。

当該事実が同法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省東北地方整備局から令和7年12月22日付けで営業停止処分を受けた。

### 5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第2 第8号(2)に該当するため。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 8 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき <b>(2) 営業停止処分を受けたとき</b>	当該認定をした日から  2箇月以上6箇月以内 <b>3箇月以上9箇月以内</b>

#### 問い合わせ先

笠間市総務部財政課契約検査室

笠間市中央三丁目2番1号

電話 0296-77-1101(内線219・220)